



## 令和元年台風第15号の災害に関して、横浜市が セーフティネット保証4号の適用を受ける地域に指定されます

国は、令和元年台風第15号による災害の影響に関し、売上高等が減少している中小企業者への資金繰り支援措置として、セーフティネット保証4号を発動することを決定し、横浜市が当該保証の適用を受ける地域に指定されます。この措置により、令和元年台風第15号による災害により影響を受けた市内中小企業者について、一般保証と別枠の保証が利用可能となります。

近日中に官報にて地域指定の告示がされる予定ですので、横浜市信用保証協会において、事前相談を開始しています。

### ■事前相談窓口

#### 現地相談窓口（横浜市金沢産業振興センター内）

※現地相談窓口については、9月21日（土）  
及び28日（土）も相談を受け付けます。

受付時間：平日 午前9時～午後5時

（横浜市金沢区福浦 1-5-2 横浜市金沢産業振興センター2階）

#### 相談窓口

受付時間：平日 午前9時～午後5時20分

- ・本所（中区山下町22 山下町SSKビル10階） 電話：045-662-6623 ファックス：045-661-0089
- ・北部支所（港北区新横浜3-9-18 新横浜TECHビルB館6階） 電話：045-470-5600 ファックス：045-470-7170
- ・西部支所（西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル7階） 電話：045-319-5335 ファックス：045-319-5340
- ・南部支所（港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー22階） 電話：045-844-6621 ファックス：045-845-0641

### 【参考】

#### <セーフティネット保証4号の概要>

自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行う制度です。

#### <対象中小企業者>

- （1）指定地域（横浜市）において1年以上継続して事業を行っていること。
- （2）災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。  
（売上高等の減少について、横浜市長の認定が必要）

#### お問合せ先

横浜市経済局金融課長 長谷川 政男

Tel 045-671-2586

横浜市信用保証協会営業統括課長 杉本 哲也

Tel 045-662-6623